

松山市第2期障害福祉計画

平成22年3月

松山市

目 次

1	計画の概要	
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の期間	1
(3)	松山市における障害福祉計画の位置づけ	2
(4)	計画の達成状況の点検及び評価	2
2	計画の基本的な考え方	
(1)	平成23年度末までに重点的に取り組む目標	3
(2)	障害福祉サービスの見込み量	3
3	23年度末までに重点的に取り組む目標	
(1)	施設入所者の地域生活への移行	4
(2)	退院可能な精神障害者の地域生活への移行	6
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行	8
4	障害福祉サービスの見込み量	
(1)	日中活動系サービス	10
(2)	居住系サービス	16
(3)	訪問系サービス	18
(4)	指定相談支援	20
(5)	地域生活支援事業	21
5	計画の推進に向けた取り組み	
(1)	地域性移行の促進	25
(2)	相談支援体制の充実強化	25
(3)	就労移行の促進	25
(4)	サービス量の充足	25
(5)	虐待防止に対する取り組みの強化	26
(6)	「精神障害者地域移行支援事業」による取り組み	26
(7)	松山市地域自立支援協議会の開催	26
(8)	地方自治法施行令の改正に伴う官公需における受注機会の拡大	26

1 計画の概要

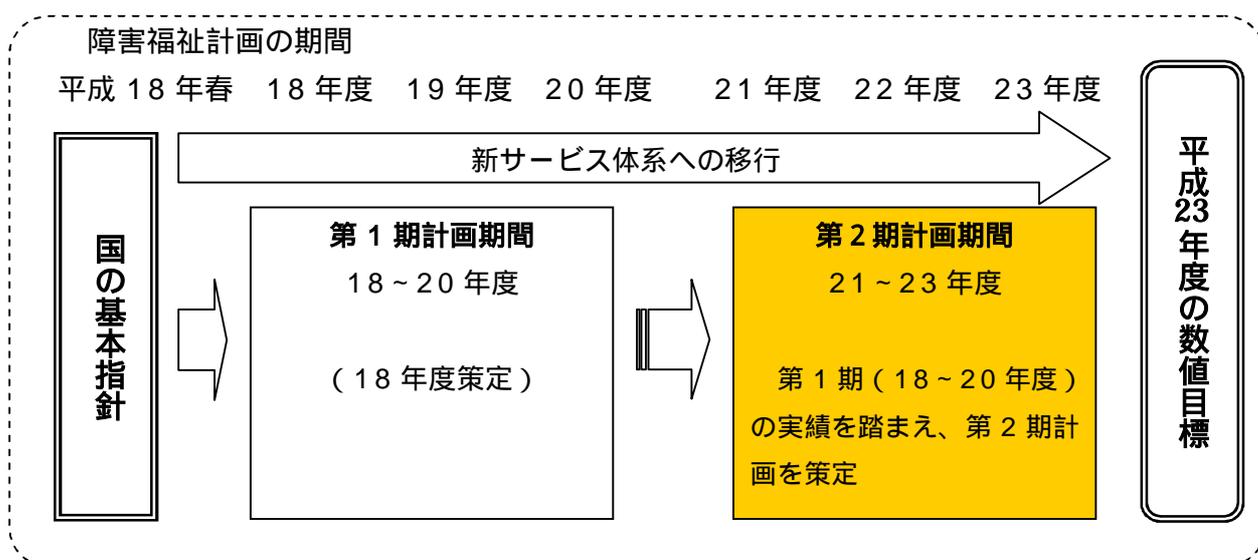
(1) 計画策定の背景

障害者自立支援法は、これまでの障害者施策が、障害種別ごとの縦割りのサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいことや地方自治体間の格差が大きいこと、支援費制度の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であることなどの制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために制定されました。

松山市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づき、国の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して平成19年3月に策定しました。第1期計画は、23年度の数値目標に至るまでの20年度までの中間段階として位置付けられており、第2期計画は平成18年度から20年度の第1期期間の実績を踏まえ数値目標の見直しを行うものです。

(2) 計画の期間

障害福祉計画の策定期間は、3年を1期の期間として策定することが「国の基本指針」で定められており、第2期の松山市障害福祉計画の計画期間は平成21年度から平成23年度の3年間とします。

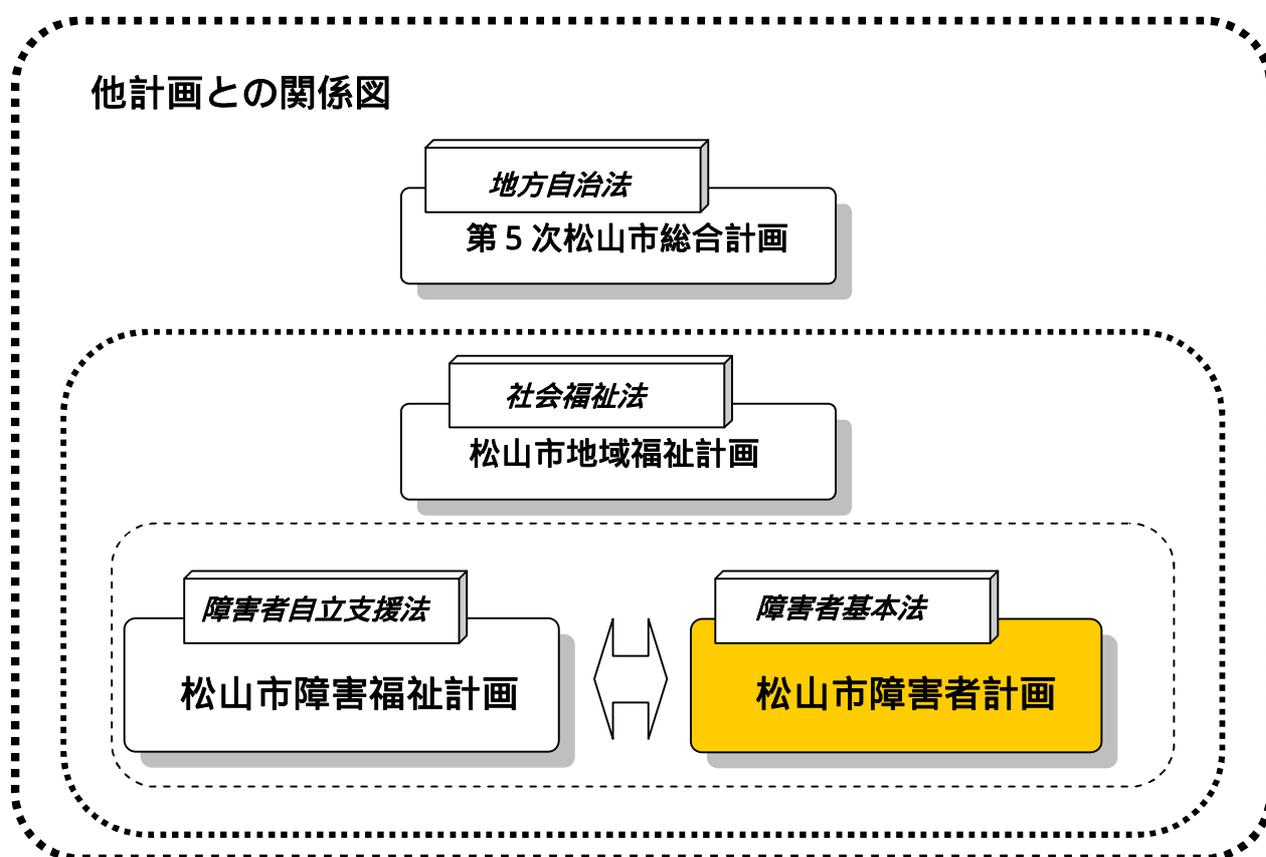


(3) 松山市における障害福祉計画の位置づけ

松山市では、21世紀初頭にふさわしいまちづくりの方向を明らかにする指針として平成24(2012)年度を目標とした第5次総合計画を策定し、この計画に基づいて様々な施策を展開しており、障害者施策については重点的な取り組みの6本柱の1つである「お年寄りや障害者にやさしい日本一のまちづくり」として取り組んでいるところです。

また、障害者基本法に基づき、障害者等の施策に関する計画として平成19年度に「松山市障害者計画」を策定しており、相互に関連して障害福祉施策を推進していきます。

他計画との関係図



(4) 計画の達成状況の点検及び評価

この計画について、各年度のサービスの見込量や地域生活への移行等の目標の達成状況を点検・評価を行うとともに、福祉・保健・医療・労働・教育等関係者で構成する「松山市地域自立支援協議会」に報告し意見を求め、必要な対策を講じるなど、計画を推進していきます。

2 計画の基本的な考え方

(1) 23年度末までに重点的に取り組む目標

国の基本指針に基づき、第1期計画において平成23年度の数値目標は以下の3つの目標を設定しました。

目 標 施設入所者の地域生活への移行

平成23年度までに、現在の施設の入所者の1割以上が地域生活に移行すること。

平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減すること。

目 標 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能な精神障害者」という。平成14年全国患者調査で約7万人)の解消を目指すこと。

目 標 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成23年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人を現在の4倍以上とすることを目指すこと。これを達成するために平成23年度において現在の福祉施設利用者の2割以上が就労移行支援事業を利用することを目指すこと。

福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、3割はA型(雇用型)を目指すこと。

以上の数値目標の考え方は、障害者自立支援法の理念である障害者の地域生活への移行や就労支援の長期的な目標として、国の「基本指針」及び愛媛県の考え方に基づき、第1期計画において設定した数値目標を継承し、目標の達成に向けて引き続き取り組みます。

(2) 障害福祉サービスの見込み量

障害者自立支援法の施行に伴い大きく福祉サービスが変革し、特別対策など計画策定時に想定していなかった施策等が実施されたことから、第1期計画期間の実績やサービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等を参考として目標値を修正します。

3 23年度末までに重点的に取り組む目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成23年度末までに、平成17年10月1日現在の施設入所者(470人)の1割(47人)が地域生活に移行することを目指します。
 平成23年度末の施設入所者数を7.5%(35人)削減することを目指します。

施設入所者の地域生活への移行

項目	数値		考え方
地域生活への移行	目標	47人	平成17年10月1日の入所者数の1割
	現状値	13人	平成20年3月31日までの地域への移行者数
施設入所者数の減少	目標	35人	平成17年10月1日の入所者数の7.5%
	現状値	0人	平成20年3月31日までの入所者の減

20年3月までに施設入所者の地域生活への移行は13人、施設入所者数の削減は0人となっています。地域生活への移行に向け、今後とも、グループホーム・ケアホームの整備に対して財政的補助制度を実施するとともに、平成21年度より住宅入居等支援事業(居住サポート事業)を実施しております。また、施設入所者数の減少については旧体系の入所施設の新体系への移行が進んでいないことが原因であることから、新体系移行について適切に指導を行い、目標達成に向け取り組んでいきます。

第1期計画の施設入所者の地域生活への移行の取り組み

方向性	検討課題	進捗状況
地域生活を前提とした訓練 <ul style="list-style-type: none"> 入所中において退所後の地域生活を目指したプログラムの提供 入所中に地域生活が体験できる場の機会の確保や自立訓練事業の整備 退所までに地域の相談支援事業者との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度より総合相談窓口の設置 (相談窓口の機能強化)

方向性	検討課題	進捗状況
<p>地域での居住空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設からの退所者の受け皿の整備（グループホーム・ケアホームの計画的な整備） 住宅入居等に対する支援（保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホームの整備に対する財政的助成制度の検討 民間賃貸住宅入居の支援体制の検討 公営住宅活用の検討 車椅子対応公営住宅の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度より国庫補助を活用したグループホーム・ケアホーム整備事業を実施（継続） 21年度より居住サポート事業の実施 市営住宅の建替えにあわせバリアフリー化の実施
<p>地域生活継続のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域でいつでも相談が出来る、複数の機関で構成された総合的な相談支援体制の確立 日中活動の場・生活支援の場の充実 レスパイト、ショートステイの充実 負担可能な範囲でのサービス利用料の設定（市独自の負担軽減策の継続） 家族の介護の負担軽減 金銭管理等のための権利擁護事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズに応じたサービス提供について検討 サービス利用料の軽減策継続の検討 安心な地域生活を送るため、24時間受け付け可能な総合的相談支援体制の確立の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 21年度より総合相談窓口の設置（相談窓口の機能強化） 利用料の軽減策については、国の軽減策を見極めながら継続の検討
<p>入所施設によるバックアップ体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所者に対するフォロー体制の確立 入所を真に必要とする障害者のための新たな施策の充実 入所者の見直し（再アセスメント）や、適切な指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設によるバックアップ体制の検討 入所施設の機能強化の検討 広報活動、交流会・講座等の開催による地域住民の理解促進策の検討 障害者福祉を推進する人材の育成の検討（地域の中でのコーディネーター役となる人材の発掘・育成） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設（身体）の建設 21年度より居住サポート事業の実施

(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

平成23年度末までに、退院可能な精神障害者(307人)のうち257人が地域生活に移行することを目指します。

退院可能な精神障害者の地域生活への移行への取り組み

項目	数値		考え方
地域生活への移行	目標	257人	退院可能な精神障害者のうち平成23年度末までに地域生活を目指す数
	現状値	29人	平成20年3月31日までの地域への移行者数

20年3月までに退院可能な精神障害者の地域生活への移行は29人となっています。地域生活への移行に向け今後とも、グループホーム・ケアホームの整備に対して財政的補助制度を実施するとともに、居住サポート事業の導入を予定しております。また、平成20年度より精神障害者地域移行支援事業を愛媛県より委託を受け実施しており、今後とも愛媛県と協働して目標達成に向け取り組んでいきます。

第1期計画の退院可能な精神障害者の地域生活への移行の取り組み

方向性	検討課題	進捗状況
地域生活へのスムーズな移行策の実施 ・入院中において退院後の地域生活を目指したプログラムの提供 ・病院から地域社会に出るまでのしぐみの確立 ・医療機関との連携	・スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討 ・退院支援事業の検討	・20年度より精神障害者地域移行支援事業を実施

方向性	検討課題	進捗状況
<p>退院者が日常の生活支援を得ることの出来る住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの退院者の受け皿の整備（グループホーム・ケアホームの計画的な整備） ・住宅入居等に対する支援（保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホームの整備に対する財政的助成の検討 ・民間賃貸住宅入居の支援体制の検討 ・公営住宅活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度より国庫補助を活用したグループホーム・ケアホーム整備事業を実施（継続） ・21年度より居住サポート事業の実施
<p>地域生活継続のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でいつでも相談が出来る、複数の機関で構成された総合的な相談支援体制の確立 ・日中活動の場・生活支援の場の充実 ・ショートステイの充実 ・負担可能な範囲でのサービス利用料の設定（市独自の負担軽減策の継続） ・行動援護・移動支援等の充実 ・他の障害者施策と比較して絶対的に不足している障害福祉サービスの是正 ・退院支援事業の実施や各精神科病院に相談支援事業所を設置してもらうような働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応じたサービス提供についての検討 ・サービス利用料の軽減策の検討 ・地域生活のためのバックアップ体制の検討 ・安心な地域生活を送るため、24時間受け付け可能な総合的な相談支援体制の確立の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度より総合相談窓口の設置（相談窓口の機能強化） ・利用料の軽減策については国の軽減策を見極めながら継続の検討

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を現在の一般就労者数(9人)を4倍(36人)にすることを目指します。

福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値		考え方
一般就労への移行	目標	36人	平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人
	現状値	5人	平成19年度の一般就労者数

昨年の一般就労への移行は5人となっています。現在、地域自立支援協議会において就労に向けた支援のためのプロジェクトを立ち上げ協議しており、今後、就労の相談窓口の設置や就労移行支援事業の推進を図り、企業と連携し目標達成に向け取り組んでいきます。

第1期計画の福祉施設利用者の一般就労への移行の取り組み

方向性	検討課題	進捗状況
スムーズな就労移行体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・事前訓練の施設・期間の拡充 ・福祉施設での一人ひとりの適性に合った職業訓練の実施 ・家庭のバックアップが不十分な者への支援策の実施 ・施設・作業所・養護学校でのジョブコーチ制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・関係機関に対する相談支援、就労者に対する支援体制の検討 ・就労に向けた体験学習の場の検討 ・訓練制度の充実 ・障害者と事業者とのパイプ役の検討 ・障害者雇用継続奨励策の検討 ・障害者就業・生活支援センターの箇所数の増について検討 ・ジョブコーチ研修事業の検討 ・移動支援対象の拡大について検討 ・愛媛県との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会で検討 ・テレワーク在宅就労促進事業の推進 ・21年度より就労支援専門員の配置

方向性	検討課題	進捗状況
<p>就労関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センターや松山高等技術専門校、ハローワーク等との連携 ・ 青年会議所や商工会との連携 ・ 企業等（雇用者）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に関する企業、学校、関係機関等によって構成する総合的な就労支援ネットワークの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立支援協議会で検討
<p>障害者への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市としての就労支援や理解推進等の積極的な支援 ・ 雇用側にも理解を求める施策の実施（機能するジョブサポート・雇用者向けセミナー等） ・ 青年会議所や商工会等への働きかけ ・ 職場に定着できるような制度の啓発（コミュニケーションの支援の手話通訳者依頼等） ・ 研修会等を通じた障害者の就労に対する自覚の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な情報提供の検討 ・ 相談窓口の検討 ・ 事業者に対する各種助成事業等の周知方法の検討 ・ 障害の種別にとらわれない市の障害者の積極的な採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度障害者就労促進セミナーの開催 ・ 21年度より総合相談窓口の設置（相談窓口の機能強化） ・ 知的障害者の採用（臨時職員）
<p>就労機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、一般企業からの求人増加の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用奨励策の検討 ・ 就労継続（定着）のための強化策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク事業の推進 ・ 21年度より就労支援専門員の配置
<p>一般就労以外の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉的就労の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援A型などの就労支援事業の拡充の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業所との連携の推進

4 障害福祉サービスの見込み量

第1期計画の障害福祉サービス見込み量の推計では、現在のサービス利用状況及び利用者数・利用量の推移を基本としつつ、養護学校等の卒業生又は退院可能な精神障害者の退院促進による新規利用、旧体系サービスからの移行利用等を勘案するとともに、障害者（児）ニーズ調査やサービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等を参考として推計しました。

しかしながら、障害者自立支援法の施行に伴い大きく福祉サービスが変革し、特別対策など計画策定時に想定していなかった施策等が実施されたことから、第1期の実績やサービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等を参考として目標値を修正するものです。

(1) 日中活動系サービス

生活介護

常時介護を要する障害者を対象に、施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

現 状

新事業体系の移行に伴い、利用人数の実績は見込みより多くなっていますが、利用量は一人当たりの利用日数の実績が低いいため見込みより少なくなっています。

第1期計画と実績

			H18	H19	H20	H23
生活介護	利用者数 (人)	見込み	40	176	245	642
		実績	20	297	285	
	利用量 (人日)	見込み	880	3,872	5,390	14,124
		実績	321	2,847	4,070	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位：人日)」

見込み量の設定

サービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等から、旧体系の施設が新体系の移行に伴い実施予定の生活介護定数を合算して利用人数を上方修正します。

利用量については、第 1 期期間の実績から下方修正（平成 23 年度で 18 日）を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
生活介護	利用者数（人）	445	605	766
	利用量（人日）	6,675	9,680	13,788

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

療養介護

日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

現 状

平成 20 年度において見込み 7 人に対して 9 人となっています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
療養介護	利用者数 （人）	見込み	7	7	7	9
		実績	7	7	9	

単位は、月間の「利用者数」

見込み量の設定

現在の待機者の状況から、第 1 期計画の見込みを継承します。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
療養介護	利用者数（人）	9	9	9

単位は、月間の「利用者数」

児童デイサービス

障害児を対象に、通所によって日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

現 状

利用人数は見込みより少なく、利用量は見込みより多くなっていますが見込み数の近似値で推移しています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
児童デイサービス	利用者数 (人)	見込み	301	354	416	676
		実績	333	366	369	
	利用量 (人日)	見込み	1,203	1,414	1,663	2,704
		実績	1,302	1,758	1,737	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位:人日)」

見込み量の設定

利用人数は当初の見込みどおりの推移をしていることから第 1 期計画の変更はありませんが、利用量は今後増えることが想定されることから上方修正をします。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
児童デイサービス	利用者数(人)	468	571	676
	利用量(人日)	2,340	2,855	3,380

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位:人日)」

就労継続支援 A

一般企業での雇用が困難な障害者に対し、雇用契約を締結して就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を行います。

現 状

利用人数と利用量とも見込みより少なくなっていますが見込み数の近似値で推移しています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
就労継続支援(A型)	利用者数 (人)	見込み	5	28	34	68
		実績	9	21	29	
	利用量 (人日)	見込み	110	616	748	1,496
		実績	104	389	577	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位:人日)」

見込み量の設定

計画通りの実績となっていることから第 1 期計画の見込み量を継承します。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
就労継続支援（A型）	利用者数（人）	42	55	68
就労継続支援（A型）	利用量（人日）	924	1,210	1,496

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

就労継続支援 B

一般企業等での雇用が困難、一定年齢に達している障害者等に対し、雇用契約は締結せず、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

現 状

利用人数は見込みより多く、利用量は見込みより少なくなっていますが見込み数の近似値で推移しています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
就労継続支援（B型）	利用者数 （人）	見込み	40	70	121	338
		実績	32	80	123	
	利用量 （人日）	見込み	880	1,540	2,662	7,436
		実績	356	1,260	1,948	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

見込み量の設定

利用人数は、概ね第 1 期計画数値のとおりとなっていることから第 1 期計画の見込みを継承します。

利用量については、第 1 期期間の実績から下方修正（平成 23 年度で 20 日）を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
就労継続支援（B型）	利用者数（人）	173	230	338
	利用量（人日）	2,941	4,140	6,760

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。

現 状

利用人数は当初の見込み数から平成 19 年度は大きく上回り、平成 20 年度は大きく下回るなど変動しており、利用量はいずれの年度も見込みを下回っています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
自立訓練（機能訓練）	利用者数 （人）	見込み	21	31	35	49
		実績	30	47	30	
	利用量 （人日）	見込み	462	682	770	1,078
		実績	330	423	270	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

見込み量の設定

利用人数は自立訓練（機能訓練）が 2 年間の有期限のため大きな変動が見られますが、平均的に第 1 期計画通りの推移が見込まれることから第 1 期計画の見込みを継承します。

利用量については、第 1 期期間の実績から下方修正（平成 23 年度で 12 日）を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人）	41	44	49
	利用量（人日）	410	484	588

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

自立訓練（生活訓練）

知的・精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。

現 状

利用人数、利用量とも見込みより少なくなっていますが見込み数の近似値で推移しています。

第 1 期計画と実績

		H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3	
自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人）	見込み	26	53	62	118
		実績	22	43	49	
	利用量 （人日）	見込み	572	1,166	1,364	2,596
		実績	390	749	796	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

見込み量の設定

利用人数は自立訓練（生活訓練）が 2 年間の有期限のため変動が見られますが、今後、地域移行が進むことで利用人数が増加することが見込まれることから上方修正します。

利用量については、第 1 期期間の実績から下方修正（平成 23 年度で 18 日）を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	72	105	133
	利用量（人日）	1,224	1,890	2,394

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

就労移行支援

一般就労等を希望する障害者に対し、一定期間、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図る支援を行います。

現 状

利用人数と利用量とも見込みより少なくなっています。

第 1 期計画と実績

		H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3	
就労移行支援	利用者数 （人）	見込み	38	59	68	112
		実績	22	55	54	
	利用量 （人日）	見込み	836	1,298	1,496	2,464
		実績	382	947	949	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

見込み量の設定

サービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等から、旧体系の施設が新体系の移行に伴い実施予定の就労移行支援定数を合算して利用人数を上方修正します。

利用量については、第 1 期期間の実績から下方修正（平成 23 年度で 20 日）を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
就労移行支援（人）	利用者数（人）	67	83	141
就労移行支援（量）	利用量（人日）	1,206	1,577	2,820

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：人日）」

【日中活動系サービスにおける確保の方策】

- ・日中活動系サービスを提供する事業所の新サービス体系への移行時期を利用者に情報提供し、サービス利用の促進を図ります。
- ・就労支援に関するサービスでは、利用者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス事業所間の情報交換や民間企業と連携を進めます。
- ・児童デイサービスなど、利用増加が予測されるサービスについては、事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。

（ 2 ） 居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、夜間や休日に共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

現 状

利用人数は見込みより少なくなっていますが見込み数の近似値で推移しています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
共同生活援助 共同生活介護	利用者数 （人）	見込み	146	165	211	370
		実績	140	154	172	

単位は、月間の「利用者数」

見込み量の設定

計画通りの実績となっていることから第 1 期計画の見込み量を継承します。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
共同生活援助 共同生活介護	利用者数 (人)	238	304	370

単位は、月間の「利用者数」

施設入所支援

夜間や休日において、介護が必要な障害者や、通所することが困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

現 状

利用人数は見込みより少なくなっています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
施設入所支援	利用者数 (人)	見込み	3	27	118	435
		実績	4	27	44	

単位は、月間の「利用者数」

見込み量の設定

サービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等から、その予定数を考慮して利用人数を修正します。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
施設入所支援	利用者数 (人)	279	319	435

単位は、月間の「利用者数」

【居住系サービスの確保のための方策】

- ・ 地域生活への移行に向け、グループホームやケアホームの整備に努めます。
- ・ 旧法施設入所などから新サービスへの移行時期を利用者に情報提供し、サービス利用の促進を図ります。

(3) 訪問系サービス

居宅介護等

居宅介護

在宅での入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害者に、居宅における介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。

行動援護

行動上著しい困難を有する障害者又は障害児を対象とした、行動の際に生じる危機を回避のための支援や外出時の支援を行います

重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い重度の障害者又は障害児を対象とした、居宅介護をはじめとして包括的な支援を行います。

現 状

利用人数は見込み数量の7割で推移しておりますが、利用量は見込み数の近似値で推移しています。

第1期計画と実績

		H18	H19	H20	H23	
居宅介護等	利用者数 (人)	見込み	648	705	774	994
		実績	476	532	526	
	利用量 (時間)	見込み	19,893	21,852	24,004	31,815
		実績	20,014	22,022	24,201	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位:時間)」

見込み量の設定

利用人数は実績より、当初の見込みの7割と下方修正しますが、施設や病院からの地域生活への移行が進むにつれ利用量は今後増えることが想定されることから(平成23年度48時間)上方修正をします。

第2期計画の見込み量

		H21	H22	H23
居宅介護等(人)	利用者数(人)	584	642	700
	利用量(時間)	27,448	30,174	33,600

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位:時間)」

短期入所

介護を行う方が病気の場合などにおいて、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護など行います。

現 状

利用人数、利用量とも見込みを大きく下回っています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
短期入所	利用者数 (人)	見込み	306	357	416	657
		実績	137	84	79	
	利用量 (人日)	見込み	918	1,070	1,247	1,972
		実績	493	437	412	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位：人日)」

見込み量の設定

短期入所は、家族の休養、冠婚葬祭、家族不在時の預かり等の緊急利用のため、支給量に対して実績が下回っていることから第 1 期期間の実績から利用人数、利用量とも、第 1 期期間の実績から下方修正を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
短期入所	利用者数(人)	94	109	124
	利用量(人日)	470	545	620

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位：人日)」

【訪問系サービスの確保のための方策】

- ・地域生活の移行に伴い、居宅介護等訪問系のサービス利用の増加が見込まれますが、現状では、ヘルパーが充足されていないことから、ヘルパー養成研修等の周知を行うなどヘルパーや事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。
- ・居宅介護等、今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。

(4) 指定相談支援

指定相談支援

介護給付や訓練等給付の支給決定を受けた障害者や障害児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容などを定めた計画の作成を行います。

現 状

利用者数は、見込みを大きく下回っています。

第1期計画と実績

		H18	H19	H20	H23
指定相談支援	利用者数 (人)	34	44	51	82
	実績	1	0	0	

単位は、月間の「利用者数」

見込み量の設定

第1期計画においては、居宅介護や生活介護等の障害福祉サービス利用者の1割を見込んでいましたが、サービス利用計画作成の対象者が限定されていたため支給決定まで至らなかったことや従来の相談支援事業の中でサービスの調整を行っていたことからサービス利用計画作成費の利用にならなかったことが考えられます。

今後、相談支援の充実や地域移行支援事業等の実施に伴い、地域生活への移行促進のため、適切な障害福祉サービス等の調整が必須となることから指定相談支援が必要となるため第1期計画の23年度末の目標を継承します。

第2期計画の見込み量

		H21	H22	H23
指定相談支援	利用者数(人)	27	54	82

単位は、月間の「利用者数」

【相談支援の確保のための方策】

- ・地域における自立した生活への支援を強化し、相談支援が必要な人の把握に努めるとともに、サービス利用の促進に努めます。
- ・サービス利用作成計画の支給決定者が少ないことは、対象者が限定されていること等が背景にあることから、サービス利用のあり方や対象者の拡大について、国の動向を注視して検討します。
- ・今後、重度の障害者の地域生活への移行に伴い、相談支援を利用する対象者が増えることが想定されることから、研修会の開催など相談支援に関わる人の資質の向上に努めます。

(5) 地域生活支援事業

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声、視覚機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者等に、手話通訳者等の派遣を行います。

現 状

利用人数は見込みより少なく、利用量は見込みより多くなっています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
コミュニケーション 支援事業	利用者数 (人)	見込み	3,000	3,000	3,000	3,100
		実績	1,803	2,025	2,622	
	利用量 (件)	見込み	3,300	3,300	3,300	3,400
		実績	3,954	4,442	5,014	

単位は、年間の「利用者数」、「利用量(単位:件)」

見込み量の設定

第 1 期期間の実績から利用人数は下方修正し、利用量は上方修正します。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
コミュニケーション 支援事業	利用者数(人)	2,700	2,750	2,800
	利用量(件)	5,000	5,100	5,200

単位は、年間の「利用者数」、「利用量(単位:件)」

日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障のある障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具や自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具の給付等に関し必要な費用を支給します。

現 状

ストーマ用装具と紙おむつについて 18 年度下半期から日常生活用具の対象となり、紙おむつが 18 年 10 月から定額 1 割負担になり対象が広がったことから、利用件数は見込み数量を上回っています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
日常生活用具 給付等事業	利用量 (件)	見込み	6,744	7,071	7,404	8,506
		実績	2,587	8,039	8,679	

単位は、年間の「利用量(単位:件)」

見込み量の設定

第 1 期期間の実績と、大腸性疾患の増加に伴いストーマ用装具の利用者が増加傾向にあることから上方修正を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
日常生活用具 給付等事業	利用量（件）	9,071	9,615	10,191

単位は、年間の「利用量（単位：件）」

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対し、円滑に外出することができるよう支援を行います。

現 状

利用人数、利用量とも、概ね見込み数の近似値で推移しています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
移動支援事業	利用者数 （人）	見込み	330	375	417	546
		実績	351	386	424	
	利用量 （時間）	見込み	6,988	7,638	8,036	9,232
		実績	7,680	7,671	8,067	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：時間）」

見込み量の設定

第 1 期期間の実績により、現状の伸びを勘案して利用者、時間数ともに上方修正を行います。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
移動支援事業	利用者数（人）	466	512	563
	利用量（時間）	8,470	8,893	9,337

単位は、月間の「利用者数」、「利用量（単位：時間）」

地域活動支援センター事業

通所の方法により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進その他の支援を行います。

現 状

箇所数は見込みを大きく下回っています。これは、作業所からの移行が作業所の規模や設備要件等の理由により地域活動支援センターに移行できないことが主な原因となっています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
地域活動支援センター 事業	事業所数 (箇所)	見込み	7	8	9	15
		実績	6	8	8	

単位は、年間の施設数（単位：箇所）」

見込み量の設定

現在の国の方針に基づき第 1 期計画の 23 年度末の目標を継承します。

第 2 期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
地域活動支援センター 事業	事業所数 (箇所)	9	10	15

単位は、年間の施設数（単位：箇所）」

日中一時支援事業

知的障害者（児童を含む。）の日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

現 状

利用人数は見込み数を少し下回っていますが、概ね見込み数の近似値で推移しています。

第 1 期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
日中一時支援事業	利用者数 (人)	見込み	708	778	855	1,137
		実績	605	717	748	

単位は、月間の「利用者数」

見込み量の設定

計画通りの実績となっていることから第1期計画の見込み量を継承します。

第2期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
日中一時支援事業	利用者数(人)	897	986	1,137

単位は、月間の「利用者数」

障害児タイムケア事業

障害のある中高生等が養護学校等の下校後、休日及び夏休みに活動する場を確保するとともに、障害児の保護者の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

現 状

見込み数の近似値で推移しています。

第1期計画と実績

			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 3
障害児タイムケア事業	利用者数 (人)	見込み	354	372	390	452
		実績	349	343	391	

単位は、月間の「利用者数」

見込み量の設定

計画通りの実績となっていることから第1期計画の見込み量を継承します。

第2期計画の見込み量

		H 2 1	H 2 2	H 2 3
障害児タイムケア事業	利用者数(人)	410	430	452

単位は、月間の「利用者数」

【地域生活支援事業の確保のための方策】

- ・移動支援事業等、今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。
- ・日中一時支援事業等、利用者のニーズを踏まえ、事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。

5 計画の推進に向けた取り組み

(1) 地域生活移行の促進

施設入所から地域生活への移行

障害者が地域の中で自立した生活を営むことができるように、グループホーム等の整備や住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施など生活基盤を充実することにより、福祉施設の入所から地域生活への移行を促進していきます。

退院可能精神障害者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者についても、地域の受け皿づくりや退院促進支援を進めることなどにより、地域生活への移行を促進していきます。

県委託事業の「精神障害者地域移行支援事業」を精神科病院等関係機関と連携し、取り組んでいきます。

(2) 相談支援体制の充実強化

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

そのため、身体・知的・精神障害者や障害児を対象とした障害者総合相談窓口の設置を検討し、障害者のニーズに合わせた一体的な相談を受けられる体制づくりを行います。

また、地域の実情に応じた課題について、地域自立支援協議会の活動を充実していきます。

(3) 就労移行の促進

障害者が地域において自立した生活を営むことができるようにするためには、それぞれの能力や適性に応じて「働く」ことを支援していくとともに、その環境づくりを進めていくことが必要です。

このため、就労支援の専門員の配置等の検討を行い、就労移行支援サービスの推進、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進、就業面と生活面での一体的な支援体制の整備等により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。

また、障害者が継続的に就労できるよう、企業等との連携を図り支援に取り組んでいきます。

(4) サービス量の充足

障害者等が地域の中で生き生きと、障害者等が必要とするサービス支援を受けながら、その自立と社会参加を促進していくことが必要です。このため、地域で必要とされているサービス量の充足を目指し、基盤整備を推進していきます。

(5) 虐待防止に対する取り組みの強化

社会福祉施設巡回事業等を実施し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について取り組んでいるところあり、今後とも愛媛県運営適正委員会(救ピット委員会)等関係機関と連携し、取り組みを強化していきます。

(6) 「精神障害者地域移行支援事業」による取り組み

平成20年度より、愛媛県から「精神障害者地域移行支援事業」の委託を受け、退院する障害者の具体的な支援計画を作成する地域移行推進員や総合的なサポートを行うための指導、助言を行う地域体制整備コーディネーターを配置し、また、対象者の選定や支援方針等を検討する地域移行検討会を開催するなど、退院する障害者の地域移行の支援を行っています。今後とも、精神障害者地域移行支援事業を推進し、精神障害者の退院促進や地域生活の支援を行っていきます。

(7) 松山市地域自立支援協議会の開催

平成19年8月に、福祉・保健・医療・労働・教育等関係者で構成する「松山市地域自立支援協議会」を設置し、地域の様々な課題を整理し解決に向けた対応を協議しています。

これまでに、地域自立支援協議会からの提言をもとに、身体・知的・精神の3障害に対応可能な「障害者総合相談窓口」の設置や、障害者の地域移行を推進するための一般住宅への入居等の支援を行う「障害者居住サポート事業」が施策化されております。

今後、障害者の就労問題等を含め活発に協議を行うとともに、本市の障害者のニーズや実態に即した障害者施策を計画的に推進していきます。

(8) 地方自治法施行令の改正に伴う官公需における受注機会の拡大

平成16年11月10日の地方自治法施行令の改正に伴い、随意契約の範囲について見直しが行われ、地方公共団体の契約について随意契約によることが出来る場合として、障害者支援施設等により製作された物品を買い入れる契約が可能となったことから松山市財務会計規則等の改正を行い、本市のイベント等の記念品等として障害者支援施設等で製作したクッキーなどの物品の購入に努めてきました。

今回新たに、平成20年3月1日の地方自治法施行令の改正に伴い、地方公共団体の契約において、物品の購入に加え、役務の提供を受ける契約が可能となったことから、障害者施設で作成された物品の購入を継続するとともに、平成21年度より、障害者支援施設等からの清掃や除草作業等の役務の提供についても特定随意契約を推進し、障害者の就労支援に積極的に取り組んでいきます。

資 料

資 料

松山市第 2 期障害福祉計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 8 8 条第 5 項の規定に基づき，松山市第 2 期障害福祉計画（次条において「計画」という。）に市民の意見を反映させるために必要な措置の一環として，松山市第 2 期障害福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は，計画の策定に関し協議・検討し，その結果を市長に提言する。

(委員)

第 3 条 委員会は，委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 教育関係者

(3) 障害福祉関係者

(4) 障害のある市民又はその親族

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は，平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は，委員長が招集し，委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員長は，第 2 条の協議・検討に必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(幹事会)

第9条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事は、障害福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、市長が別に指定する職にある者をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、障害福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員会の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

(松山市障害福祉計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

- 3 松山市障害福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成18年要綱第103号)は、廃止する。

(失効)

- 4 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

松山市第2期障害福祉計画策定検討委員会委員名簿

役職名	氏名	所属等
委員長	岡部 國男	松山手をつなぐ育成会会長
委員長 職務代理	園田 順二	園田精神科医院院長
委員	畔地 利枝	聖カタリナ大学准教授
	梶浦 英与	地域療育等支援事業コーディネーター
	河野 静枝	松山手話サークル椿の会会長
	近藤 益代	愛媛県障害者就業・生活支援センター職員
	信田 基	松山市身体障害者協会会長
	武智 幸男	松山市障害者団体連絡協議会会長
	玉置 修	愛媛県立第三養護学校教諭
	徳永 隆子	松山市肢体不自由児(者)父母の会副会長
	法野 美和	社会福祉法人きらりの森評議員
	松友 博史	しげのぶ特別支援学校教諭
	三瀬 健二	松山市精神障害者地域家族会会長
矢野 和義	松山公共職業安定所職員	

計画策定スケジュール

【平成20年度】

- 8月 「障害福祉計画等担当者会議」愛媛県説明会
- 9月 松山市第2期障害福祉計画策定検討委員会設置要綱策定
- 12月 愛媛県より新体系サービス移行希望調査結果報告
- 1月 松山市第2期障害福祉計画策定検討委員会選任
- 1月 第1回松山市第2期障害福祉計画策定検討委員会開催
- 1月 愛媛県へサービス見込量報告（速報）
- 3月 愛媛県より障害福祉アンケート調査結果報告
- 3月 第2回松山市第2期障害福祉計画策定検討委員会開催
- 3月 愛媛県へサービス見込量報告（最終）

【平成22年度】

- (愛媛県にて広域調整)
- 6月 愛媛県より確定通知
- 6月 第2期障害福祉計画策定

松山市保健福祉部障害福祉課

〒790-8571

松山市二番町 4 丁目 7 番地 2

電 話 (0 8 9) 9 4 8 - 6 3 5 3

ファックス (0 8 9) 9 3 2 - 7 5 5 3

アドレス shougai@city.matsuyama.ehime.jp